



平成 28 年 6 月 29 日

各 位

会 社 名 水道機工株式会社 代 表 者 代表取締役社長 角川 政信 (コード番号 6403) 問合せ先責任者 取締役管理部門担当 石井 克昌 (TEL 03-3426-2131)

監査等委員会設置会社移行に伴う 「内部統制システムの基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 6 月 29 日開催の第 112 回定時株主総会での定款一部変更議案への承認に基づき、監査等委員会設置会社に移行いたしました。これに伴い、「内部統制システムの基本方針」の一部改定を取締役会にて決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。

「内部統制システムの基本方針」

- 1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、グループ全体に適用する企業倫理・法令遵守行動規範(以下、「企業行動規範」という)を定め、それを取締役及び使用人に周知徹底させる。
 - (2) CSR・法令遵守・人権委員会を通じ取締役及び使用人に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配布を行うこと等により、コンプライアンスの理解を深め、尊重する意識を醸成する。
 - (3) 事業活動における企業行動規範・社内規定等を遵守させるべく、代表取締役社長の下に内部監査部門である法務審査室を置き、内部監査規定に従い監査を行う。
 - (4) 取締役及び使用人が、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の内部通報体制を構築する。
- 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 重要な意思決定及び報告に関しては、文書管理規定に基づき文書の作成、保存及び廃棄を行う。
 - (2) 個人情報保護への対応として、個人情報管理規定を制定し、個人情報の保護方針及び社内の情報管理体制を定める。
- 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 事業部等の部門責任者は、それぞれ固有のリスクを認識し、リスクの発生を防止するための管理を行う。部門責任者は、定期的にリスク管理の状況を取締役会に報告する。
 - (2) 財務報告に関する内部統制を整備し、財務報告の信頼性を確保する。
- 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 代表取締役社長、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び理事によって構成される常務会(経営会議)を原則月2回開催し、より迅速に経営上の重要事項の方向付けを行うことによって取締役会を補完する機能を果たす。
 - (2) その他効率的な意思決定が可能となるよう決裁権限関連規程を制定し、取締役会及び常務会(経営会議)で審議・承認されるべき事項、ならびに担当取締役(監査等委員である取締役を除く。) 等に委任される事項を規定している。
- 5. 会社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 (1)企業行動規範を定め、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。

- (2)子会社に対し管理・支援の基準となる関連規程を整備し、子会社として親会社の承認を求める事項ならびに報告を行う事項を定め、当社グループ全体としてのリスク管理及び効率的運営に努める。
- (3)子会社の取締役及び監査役を兼務する取締役及び使用人は、子会社取締役会への出席、定例的な実査の実施、当社法務審査室と子会社管理部門のスタッフ機能の活用などを通じて、法令及び定款ならびに当社グループとしての企業行動規範の遵守、情報の保存及び管理について指導を行う。
- (4) グループ内取引については、必要に応じ法務審査室が審査する。
- 6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
 - (1)監査等委員会が補助使用人を置く必要があると認めたときは、補助使用人の体制整備及び強化 に努める。
 - (2) 監査等委員会の監査の支援のために、法務審査室に属する使用人がその任にあたり、当該使用 人は監査等委員会の指揮の下、補助業務を遂行する。
 - (3) 監査等委員会の監査の実効性を確保する観点から、補助使用人ならびに法務審査室に属する使用人は、当社の事業、財務会計、コンプライアンス等に関する一定程度の知見を有する者を配置する。
- 7. 前号の取締役及び使用人の当該株式会社の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項
 - (1)補助使用人ならびに法務審査室の使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等に関しては、監査 等委員会の同意を必要とする。
- 8. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、 その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - (1) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、監査等委員会からその職務執行に関する報告を求められた場合は、速やかに当該事項につき報告する。
 - (2) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生するおそれがある時、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人による違法または不正な行為を発見した時、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じた時は、監査等委員会に報告する。
 - (3) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び部門責任者は、監査等委員会と協議の上、 定期的または不定期に、担当部門のリスク管理体制について報告するものとする。
 - (4) 内部通報制度等を通じて監査等委員会へ報告を行った者に対し、いかなる不利益な取り扱いも行わず、不利益な取り扱いがあった場合には厳正に対処するものとする。
 - (5) 上記各号の報告及び取り扱いは、子会社の取締役及び使用人にも適用される。
- 9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人の監査等委員会の監査に対する理解を 深め、監査等委員会の監査の環境を整備するよう努める。
 - (2) 代表取締役社長と監査等委員との定期的な意見交換会を開催し、また法務審査室との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
 - (3) 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理については、監査等委員会の意見を尊重して適切に負担を行う。
- 10. 反社会的勢力を排除するための体制
 - (1) 反社会的勢力及び団体に対しては、グループ会社の取締役及び使用人が守るべき企業行動規範 に基づき毅然とした対応を行い、これらと関係のある先とはいかなる取引も行わない。
 - (2)総務部を対応部署とし、平素より所轄警察署及び外部専門機関から関連情報を収集し、反社会的勢力を排除する体制の整備を推進する。

以上